

相談方法の変更について（お知らせ）

平成 15 年に「ひょうご発達障害者支援センター」が開設されてから 10 年以上が経過致しました。その間、兵庫県ではセンターの他に 5 か所のブランチを開設し、1 センター 5 ブランチ体制で 発達障害の人達の支援窓口の拠点として、専門的な相談支援、発達支援、就労支援並びに関係機関等への情報提供や連絡調整、従事者に対する研修を実施してきました。

平成 17 年に発達障害者支援法が施行されて以降、徐々に県民の皆様の発達障害への理解が進み、特別支援教育や市町の相談支援体制が充実するとともに、平成 25 年には障害者総合支援法が施行され、発達障害を含む障害者の福祉に関しては市町が相談を担うことと位置づけられました。

平成 24 年度から 3 年間、市町への周知期間を終えたことで今後の相談については、基本的に初回相談は各市町の窓口でご相談いただくこととなりました。また、各発達障害者支援センターブランチは発達障害に関する知見を活用した専門機関として、各市町で対応いただいた相談の中から必要に応じて依頼をいただき、市町と協力してご支援をさせていただくこととなりました。

つきましては、準備等の整った市町の相談窓口を以下に掲載しておりますので、当該市町にお住まいの方々の初回のご相談は当該市町の窓口でご相談いただければと存じます。なお、調整中等で相談窓口を掲載していない市町にお住まいの方は、誠にお手数ですが、各ひょうご発達障害者支援センター ブランチにご確認ください。

なお、市町の相談窓口を希望されず、各ひょうご発達障害者支援センター ブランチを希望される初回のご相談については、従前どおり、各ひょうご発達障害者支援センター ブランチでお受けすることを申し添えます。

何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。